

幼稚園教諭免許状更新経費補助事業

1. 目的

子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされており、本事業は保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状の更新を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 内容

幼保連携型認定こども園等において保育教諭等として勤務する者が、幼稚園教諭免許状を更新するために要した免許状更新講習の受講料の補助を行う。

3. 効果

幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を保有した保育教諭の配置が必要となる。平成31年度末までの経過措置期間中に、幼稚園教諭免許状が休眠状態となっている者も含め、更新を必要とする者に対し経費の支援を行うことで、平成32年度以降の幼保連携型認定こども園における円滑な運営に資することができる。

【事業の流れ】

① 幼保連携型認定こども園等に勤務する保育教諭等が、補助対象年度に幼稚園教諭免許状の更新を行う。



② 施設（法人）から市に対して、当該更新に要した受講料の補助申請を行う。



③ 市で審査の上、補助要件に合致すれば、施設（法人）に対し、本事業の対象者となる者1人につき、受講料の1/2（上限10万円）の補助を行う。